

様式5 - 2

議 案 の 提 出（その2）

発議第 7 号

インボイス制度における経過措置の延長と控除率の拡大
並びに制度の周知を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 21 日

提出者	米沢市議会議員	工 藤 正 雄
賛成者	//	中 村 圭 介
	//	堤 郁 雄
	//	佐 藤 弘 司
	//	
	//	
	//	
	//	

米沢市議会議長 様

インボイス制度における経過措置の延長と控除率の拡大 並びに制度の周知を求める意見書（案）

国の根幹は憲法に基づいた統治であり、またそこに生ける国民の営みである。その営みには、法の下に国家政府は国民の生命と財産を守り国民の福祉の向上に努め育むことが保証されているからこそ、安心した国民生活が担保されている。またそれをつくり上げているのは、政治や税であり、その税収の中で消費税が約3割を占めている。

その消費税は、原則的に国民が消費活動に対し公平に負担する税金であり、また商業活動では仕入税額と販売税額を調整し、その差額を国に納めるという公平的なものであり、2019年10月の軽減税率導入に伴い、仕入税額控除の方式が請求書保存方式からインボイス制度の適格請求書保存方式に変更されたものの、経過措置として2019年から2023年9月30日まで適格請求書がなくとも全額控除を認めている。しかし、2023年10月から2026年9月30日までは80%の控除、2026年10月から2029年9月30日までは50%の控除となっており2029年10月以降は適格請求書でなければ仕入税額控除は不可能となる。

しかしながら、この制度の対象者は、現在、制度が既に開始され経過措置期間であるとの認識が不十分であり、このまま経過措置が終了した場合混乱が予想され、税の徴収業務にも支障を来すおそれがある。よってまずは経過措置期間を延長し経過措置の仕入税額の控除率を見直すことが必要と思われる。また経過措置があるとはいえ、この制度による新たな税負担の回避や仕入税額控除を目的とした業者選別等も予測され、対象となる事業者への影響も否定できない。

以上のことからインボイス制度について下記の事項を国に対し強く要望する。

記

1. 激変緩和の観点から、インボイス制度開始後における経過措置の延長と、それに伴う仕入税額控除率の拡大に向けた見直しを行うこと。
2. インボイス制度の完全移行に当たっては、市場における影響等を適宜調査し、しかるべき策を講じた上で実施すること。

3. インボイス制度に関する正しい理解が進むように徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

米沢市議会議長 相田克平

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

経済産業大臣 様